

平成 16 年度小笠原諸島税制改正について

1 小笠原諸島への帰島に伴う譲渡所得等の課税の特例

制度概要

小笠原諸島の地域へ永住の目的をもって移住する帰島者（強制引揚者本人、子及び孫並びにこれらの配偶者。以下同じ。）が、その移住する日の属する年においてその有する資産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡した場合の譲渡所得等の 1, 500 万円控除

（小笠原諸島振興開発特別措置法第 15 条）

適用期限

平成 21 年 3 月 31 日まで 5 年間延長

2 小笠原諸島への帰島に伴う不動産取得税の課税の特例

制度概要

帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを譲渡し、小笠原諸島の地域において不動産を取得した場合の不動産取得税の課税標準の算定については、譲渡した不動産の固定資産税台帳に登録された価格に達するまでの金額を価格から控除する等の課税標準の算定の特例

（小笠原諸島振興開発特別措置法第 16 条）

適用期限

平成 21 年 3 月 31 日まで 5 年間延長

3 小笠原諸島への帰島に伴う特別土地保有税の非課税

制度概要

小笠原諸島振興開発特別措置法第 16 条第 1 項の適用がある土地に係る特別土地保有税の非課税

（地方税法第 587 条、地方税法施行令第 54 条の 32）

ただし、平成 15 年度以降、特別土地保有税の新たな課税は停止されている

適用期限

平成 21 年 3 月 31 日まで 5 年間延長